

第5編 伊那中央行政組合一般職の職員の退職手当に関する条例

伊那中央行政組合一般職の職員の退職手当に関する条例

昭和38年6月4日

条例第11号

改正 昭和41年3月10日 条例第12号 平成15年4月1日 条例第1号
平成10年4月1日 条例第1号 平成18年3月31日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、一般職の職員の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(適用範囲、退職手当の額等の準用規定等)

第2条 退職手当の適用範囲、手当の額等については伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(平成18年伊那市条例第43号)を準用し同条例中「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

2 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する

附 則(昭和41年3月10日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月26日から適用する。

附 則(平成10年4月1日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日条例第1号抄)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第8号抄)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。